

「わん旅ぐんまモニターツアー」実証事業等業務委託 仕様書

1 業務名称

「わん旅ぐんまモニターツアー」実証事業等業務委託

2 実施期間

契約締結日～令和8年3月19日

3 業務の趣旨・目的

都心からアクセスが良い群馬県は、癒やしの「温泉」、豊かな「自然」、新鮮な「食」など、愛犬と飼い主の双方が癒やされるリトリートの要素を満たしており、犬連れ旅行に最適な場所である。

群馬県では、市場という新たなマーケットを取り込み、観光市場の拡大と長期滞在化・高付加価値化につなげるため、令和6年度から市場調査・研究や専用ウェブサイト構築、地域の取組へのソフト面での支援などを行い、受入体制整備を進めてきたところである。

本事業は、市場調査・研究結果をもとに、「わん旅ぐんま ～愛犬との初めての旅行先なら、群馬県～」をコンセプトとし、「わん旅ビギナー(※後述)」をターゲットに、これまでの取組の効果検証を行い次年度を見据えた地域への波及策を検討するため、実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」を実施するほか、受入体制強化に向けた説明会等の開催、県観光公式サイトを活用した情報発信を行うものである。

【コンセプト】

わん旅ぐんま ～愛犬との初めての旅行先なら、群馬県～

旅に特化したしつけ・ケア・マッサージ(整体)等を、群馬県でのドッグツーリズムにおける目玉コンテンツとして提供することで、愛犬との初めての旅行における飼い主の不安感を払拭し、犬連れ旅行のハードルを下げる。

【ターゲット】

わん旅ビギナー

犬を飼い始めて3年以内の飼い主もしくは犬と旅行に行きたいと思っているが、これまでに経験したことのない飼い主とする。リピーター化を狙う。

【群馬県におけるドッグツーリズム推進のための事業計画（3カ年）】

令和6年度：調査研究、情報発信のための基盤整備

令和7年度：実証事業・効果検証 ※今回

令和8年度：地域への波及

4 事業の内容

【1. 実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」】

(1) 受入事業者向け説明会

モニターツアーの実施前に受入事業者向け説明会を実施し、県の取組への理解と協力を求めるもの。

①開催時期

令和7年9～10月ごろ

②参加者

モニターツアーの受入事業者(宿泊施設・観光コンテンツ事業者ほか)

③内容

- ・群馬県の取組の紹介
- ・実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」の説明
- ・ドッグフレンドリー講習(従業員向け)

(2) 実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」

地域や民間企業が実施するドッグツーリズムの取組について、バスによる1泊2日のモニターツアーとして実際に体感してもらうことで効果検証を行うとともに、その様子を SNS や特設サイト等で紹介する。

①開催回数及び時期

・1回目:令和7年10月～令和7年12月

・2回目:令和7年11月～令和8年1月

※甲乙協議の上、より効果的な時期に変更する場合がある。

②参加者数

10～15名程度

③要件

- ・参加者は、原則「わん旅ビギナー」とするが、近似する者でもよい。
- ・参加者は、モニターツアー中に撮影された写真及び動画の広報利用に承諾すること。
- ・参加料の徴収は無償で想定しているが、甲乙協議の上決定するものとする。
- ・モニターツアーの運営にあたっては、以下いずれかの経験を有することを条件とする。

(i)愛犬連れの旅行商品造成実績

(ii)愛犬連れのモニターツアー実施経験

また、ツアーで使用するバスは、愛犬との旅行に配慮した専用車両が望ましい。

④ツアー内容

・原則1泊2日とする。1つの宿泊施設の手配が難しい場合は、近隣地域であれば複数の宿泊施設を手配してもよい。なお、実施時期に宿泊施設の手配が困難等の特別の事情があ

る場合には、甲に相談すること。

・宿泊エリアは、前橋市・みなかみ町・草津町・嬭恋村から選定すること。なお、ほかに宿泊施設が存在するエリアがあれば、甲に提案すること。

・行程は乙が企画し、甲と調整のうえ決定すること。なお、以下を含むものとする。

①参加者向け、旅行に特化したドッグケア・マナー講習

(愛犬の体調管理・基本的なおでかけマナーなど、わん旅ビギナー向けの内容とすること。また、愛犬向けのケア(歯磨きやマッサージ、整体等)を学べる内容とすること。)

②愛犬の同行が可能な群馬県ならではの体験コンテンツ

(果物狩り・特別衣装での愛犬の写真撮影・川遊び・雪遊び・カヌーなど。)

③「わん旅ぐんまモニターツアー」ならではの付加価値の提供

(参加者限定ノベルティ、特別メニュー、愛犬用おやつなど。)

⑤効果検証

・モニターツアー参加者の情報分析及びツアー後に実施するアンケートで分析を行い、さまざまな視点から事業効果を検証すること。また、分析結果をもとに、ツアー及び体験コンテンツの磨き上げを行うこと。

・検証結果をもとに、ツアー及び体験コンテンツの磨き上げや、次年度を見据えた地域への波及策を検討すること。

・上記内容を、モニターツアー実施報告書として甲に提出すること。

⑥実施スケジュール

令和7年9月	受入れ事業者向け説明会(ドッグフレンドリー講習)
令和7年10月～令和8年12月	バスツアー実施(1回目)
令和7年11月～令和8年1月	バスツアー実施(2回目)
令和8年1月	事業者・参加者個別ヒアリング
令和8年1月	効果検証及び地域への波及策検討
令和8年2月	モニターツアー実施報告書提出

【2. 受入等環境整備事業：市町村・事業者等向けドッグツーリズム説明会開催】

ドッグツーリズムに対する受入環境の向上を図るため、市町村や事業者等に向けた説明会を実施し、受入体制を強化する。

(1)実施時期・回数

・回数：2回程度

・実施時期：令和7年10月、令和8年2月

(2)内容

①ドッグツーリズムにおける成功事例や取り組み方の紹介

②実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」実施結果の共有、意見交換(令和8年2月開催分のみ)

③基本的な受入の考え方やマナー啓発

④その他、ドッグツーリズムの推進に必要と考えられる内容

【3. 情報発信事業】

(1)実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」に関する動画及び特設サイト用記事の制作

実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」について、ツアーに同行し、1泊2日の群馬県での犬連れ旅として、ショート動画及び県観光公式サイト用特集記事を制作すること。

①動画

・実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」1回目及び2回目について、群馬県での1泊2日の旅程として紹介する、60～90 秒程度の縦型及び横型のショート動画を各1本以上制作すること。

・ツアーで訪れる各施設や体験ごとに、30 秒程度の縦型紹介動画を制作すること。

・「バズる」ことを目標に動画を制作すること。

・動画再生数の目標値(例:公開から○週間で△回再生する、など)を設定すること。

(仕様)

・規格:縦型(1080×1920)及び横型(1920×1080)

・ファイル形式:mp4

・サムネイル及び動画概要欄も作成すること。

・編集済みデータのほか、リエディット可能なマスターデータも提供すること。

②特集記事

・実証事業「わん旅ぐんまモニターツアー」1回目及び2回目について、群馬県での1泊2日の旅程として、県観光公式サイト用の記事を各1本制作すること。なお、写真素材はツアー同行中に撮影したものを用いること。

(2)マナーブックの作成・配布

①概要

わん旅ビギナーを対象に、旅先を中心にマナーを紹介するマナーブックを制作・配布すること。

[内容例]

・公共の場所や宿泊場所でのマナー

・ドッグランの基本的な使い方・マナー

・ドッグカフェでのマナー

・お出かけ用のコマンド(「おいで」「ふせ」「まて」「ハウス」など)

- ・お出かけに必要なもののリスト(首輪・リード・水・うんち袋・車酔い止めなど)
- ・愛犬のヘルスシート(旅先で病院にかかったときを想定して、愛犬の名前、犬種、誕生日、体重、持病、服用薬、普段食べているフード等をあらかじめ記載しておくもの。)
- ・県観光公式サイト「いぬ旅ぐんま」の紹介及び QR コード

②配布部数

30,000 部(A5 サイズ・両面カラー・10～14 ページ程度)

③配布先

群馬県内の愛犬同伴可能施設ほか(県納品分 10,000 部を除き、乙が配布すること)

(3)愛犬の健康に関する情報発信

旅先での不安を解消するため、愛犬の体調や健康に関するコンテンツを3記事分作成し、画像もしくはイラスト付きで県観光公式サイトに掲載する。

(一例)

- ・普段の健康管理
- ・動物病院に行くべき症状
- ・愛犬が食べてはいけないもの
- ・県内の動物病院や夜間救急に関する情報

【4. その他】

その他、本事業に関する提案があれば、実施内容(時期・期間・場所・概要等)を企画提案書で具体的に示すこと。

5 成果物

以下のものを、甲が指定する期日までに納品すること。なお、納品方法はオンラインファイル共有サービス等、送受信者が便利に利用できる方法で納品すること。

- ①モニターツアー実施報告書(データ及び紙媒体5部)
- ②各打合せの議事録(各打合せ終了後、1週間以内に作成し甲に共有すること。)
- ③本業務の中で撮影した動画及び静止画データ一式
- ④マナーブック

※乙配架分は配架場所へ納品、甲分は群馬県観光リトリート推進課(前橋市大手町1-1-1)へ納入すること。

- ⑤本事業に使用したデザインデータ一式(ファイル形式:PDF 及び AI)

※付随する独自フォント及びアウトライン化前後のデータを含む。

- ⑥その他、本業務により発生した成果物

なお、本業務における制作物、成果物の所有権及び著作権は、原則としてすべて甲に帰属

する。ただし、乙が本業務以前から所有していた所有権及び著作権については、甲と協議のうえその帰属先を決定する。当業務で収集した素材や制作した動画について、甲が実施する他のプロモーションで二次利用できるよう、権利関係の調整を行うよう努めること。

6 実績報告

乙は業務終了後に、事業内容、参加者数、事業の記録写真、本事業の製作物一覧及び経費の収支等をまとめた「実績報告書」を、速やかに甲に提出すること。

7 その他

- (1)「5 事業の内容」に記載した事業の執行、労務管理及びその他本委託事業に関連した事業の遂行にあたり、関係法令を遵守し、諸手続を行うものとする。
- (2)仕様書に記載のない事項及び内容の詳細について、また、業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- (3)本事業により作成された成果物に関するすべての権利は、群馬県に帰属する。
- (4)乙は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により甲もしくは参加者、その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、損害賠償責任保険に加入するなどし、事故発生時等に備えること。